

11月は、「児童虐待防止推進月間」です。

今年のスローガンは

『189（いちはやく） 知らせて守る 子供の未来』
です

近所に、保護者から虐待を受けているおそれのある子供はいませんか？
あなたの通報が、幼い子供の命を救うきっかけとなるかもしれません
虐待を受けているかもしれない子供を見かけたら、迷わず通報して下さい

【対応窓口】 189（いちはやく） 児童相談所虐待対応ダイヤル
011-814-0110 白石警察署 ※その他区役所等

札幌方面白石警察署 011-814-0110

11月は「児童虐待防止推進月間」です。
近年は、児童虐待事案の取扱いが増加傾向にあります。
この運動は、平成16年度、児童虐待の防止等に関する法律が施行された11月、児童虐待問題に対して社会全般にわたり、深い関心と理解を得られるように、集中的な広報、啓発活動期間として設けられたものです。
昨今は、幼い命が虐待によって奪われる、痛ましい事件も発生しています。
この月間をより多くの方に認識してもらうことで、社会全体で児童虐待に関して改めて考えるきっかけとなり、一人でも多くの子供の未来を救うことができるはずです。

児童虐待ってなに？

- 身体的虐待**
子供を叩く、蹴る等の暴力を振るったり、子供を外に閉め出したりすること
- ネグレクト（育児放棄）**
子供に適切な食事を与えず、家事や洗濯も放棄すること
子供だけを残して両親が外出すること
- 心理的虐待**
両親等が子供の面前で口論をしたり、暴力行為をすること
子供を傷つけるような暴言を吐いたり、意図的に子供を無視すること
- 性的虐待**
子供に性交したり、性交を強要すること
性器や性交を見せること

しつけと虐待

一般的に「しつけ」とは、子供にとっては理解出来ないことでも、子供自身の言動によって解決できる関係のことです。例えば、片付けが出来れば叱られない（褒められる）、そうでないときは叱られるということを知ることが出来たとき、子供は親から叱られた理由を理解できます。この一連の流れが「しつけ」です。
一方で「虐待」とは、子供が叱られる、叩かれる、無視されるという親から与えられた苦痛を、子供自身の言動では解決できないことをいいます。
子供は自分ではどうして叱られたのかも理解できず、ふりかかった苦痛に耐えることしかできなくなってしまいます。

子供のSOSに目を向けよう

近所にこのような子供はいませんか？

- ★ 子供の目の前で頻りに親が喧嘩をしている
- ★ 身体に不自然な傷があったり、服が極端に汚れている子供がいる
- ★ 親だけが外出し、子供を長時間放置している家庭を知っている

虐待を受けている子供の中には、自ら助けを求めることができない子供もいます。少しでも子供の異変に気がついたら、児童相談所、区役所、警察署へ連絡して下さい。

189 児童相談所 虐待対応ダイヤル

児童虐待防止推進月間 11月1日～11月30日まで

※ 白石区の交番等で掲示中！！